

第101回 国際人権に関する研究会

武力紛争とビジネスと人権

～ロシアのウクライナへの侵攻と その後の企業対応を例にして～

2021年のミャンマーでのクーデターや、2022年以降続いているウクライナ戦争、イスラエルによるガザの侵攻といった武力紛争はそれらの国々に関連するビジネスを行っている企業活動に大きな影響を及ぼしています。また、ミャンマーや、ロシア、イスラエルをはじめ紛争に関連する国又は地域で活動する企業は、事業を撤退すべきなのか、財・サービスの提供は控えなければならないのか、といった問題に直面しています。本研究会では、国際人権法の観点から、武力紛争とビジネスと人権の問題についてどう考えるべきか、そして、ウクライナ戦争以後のロシアにおける多国籍事業の事業環境の変化等について学びます。奮ってご参加ください。

2024年1月18日(木) 18:00～20:00

※ZOOMウェビナー、ZOOM同時通訳(日/英)あり

ープログラム(予定)ー

1. 基調報告

「武力紛争とビジネスと人権」

Tara Van Ho 氏 (英国エセックス大学ビジネス人権センター教授)

「ウクライナ戦争がもたらした多国籍企業のロシア事業への影響と課題」

Nataliya Popovych 氏

(One Philosophy創設者、Resilient Ukraine及びB4Ukraine共同創設者)

2. 質疑応答等

申込期限: 2024年1月15日(月) 参加無料・事前申込制

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kokusaijinken/ihr/>

上記のリンクまたは右の二次元コードからお申し込みください。

お申込みいただいた方宛てに、事務局からZOOM接続先等をメールにてお知らせいたします。

なお、当日、何らかの理由で通信が中断し、復旧困難となった場合には、やむを得ず本研究会を中止する可能性があります。また、PC環境・通信状況等の不具合については当連合会では責任を負わず、またサポート対応等も行いかねますので、予めご了承ください。

当連合会では、本研究会の内容を記録し、また、成果普及に利用するため、本研究会の様子の録画・録音を行う予定です。録画・録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。なお、視聴者は画面に映らず、音声も入りません。参加者個人での本セミナー内容の録音・録画・キャプチャーなどを利用した記録や二次使用は固くお断り申し上げます。

(個人情報に関する記載) ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本研究会の運営のために利用します。

